

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく各返還金額決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、「支給済み保護費の返還決定について」と題する各通知書（令和5年9月21日付〇〇号及び同月29日付〇〇号）により請求人に対して行った法63条の規定に基づく各返還金額決定処分（以下「本件各処分」という。）について、それらの取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

本人に対する退去費用のため。本件各処分は違法・不当である。

### 第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 7月18日	諮問
令和7年 9月24日	審議（第104回第3部会）
令和7年10月29日	審議（第105回第3部会）

### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、

以下のように判断する。

## 1 法令等の定め

### (1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（生活保護法による保護の基準。昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、上記基準によって、法11条1項各号に掲げられている保護の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

### (2) 住宅扶助

ア 保護基準は、家賃、間代、地代等に係る住宅扶助の基準額は、1級地（請求人の保護を所管する〇〇区は、これに該当する。）では月額13,000円以内とし（保護基準別表第3・1）、当該費用がこの基準額を超えるときは、限度額の範囲内の額とするとしている（同・2）。

イ 「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の認定について（通知）」（平成27年4月14日付社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「限度額通知」という。）1は、東京都における世帯人員が1人の場合の1級地の限度額を月額53,700円としている。

ウ 「生活保護法に依る保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7・4・(1)・オは、限度額によりがたい家賃等であって、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、特別基準の額の範囲内において、必要な額を認定して差しつかえないものとしている。

そして、この特別基準の額は、東京都における世帯人員が1人の1級地の場合、69,800円とされている（限度額通知2）。

### (3) 収入の認定

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8-3-(2)・エ・(イ)によれば、不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入については、その額が世帯合算額8,000円（月額）を超える場合、その超える額を収入として認定することとされている。

また、第8-3-(3)・オによれば、災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち、当該被保護世帯の自立更生のために充てられる額は収入として認定しないこととされている。

### (4) 費用返還義務等

法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとしている。

また、法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、被保護者は、速やかに、受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとしている。

### (5) 自立更生免除

「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）1・(1)によれば、法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすることとされ、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」とし（以下「自立更生免除」という。）、上記の「次に定める範囲」として、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」等を挙げている。

また、当該収入が、次官通知第8-3-(3)に該当するものにあつては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和3

8年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)第8の40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額(事前に実施機関に相談があったものに限る。ただし、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるもの限り同様に取り扱い差し支えない。)等とされている。

(6) 扶助費の遡及支給の限度

「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問13-2の(答)1は、最低生活費について、扶助費の額の認定を事後変更して、追給する必要がある場合の遡及変更の限度は3か月程度と考えるべきであるとしている。

(7) 次官通知、局長通知、限度額通知及び課長通知の位置付け

次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準であり、課長通知は、同法245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものであると認められる。運用事例集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として合理的なものであると認められる。

2 本件各処分についての検討

(1) 本件処分1について

請求人は、令和4年11月4日に貸主から立退料10万円を受領し、同日及び令和5年7月19日に、処分庁に対し収入申告を行ったことが認められる。

そこで、処分庁は、本件収入1(10万円)について、8,000円を超える額である92,000円に相当する支給済保護費について、法63条に基づき返還請求をすることを決定したことが認められる。

臨時的収入については、当該収入額から8,000円(月額)を超える場合、その超える額を収入として認定するとされていること(1・(3))からすれば、処分庁の上記判断は上記1の法令等の定めにも則ったものといえることができる。さらに、返還金額の算定に当たっても違算は認められない。

(2) 本件処分2について

請求人は、令和5年3月6日に貸主から立退料40万円を受領し、同月から7月までの間、簡易宿泊所等に宿泊し、同月19日、処分庁に対し、本件収入申告書及び本件更生申請書を提出したことが認められる。

そこで、処分庁は、本件収入2（40万円）について、8,000円を控除した額（392,000円）を返還対象額とした上で、自立更生免除の申請が事後に行われた点につき、請求人の既往症を考慮すればやむを得ない事情があると認められるとして、令和5年3月から5月までの宿泊費については、宿泊差額（73,900円）を自立更生費と認め、同年6月及び7月の宿泊費については、住宅扶助費の特別基準により支給することを決定（本件処理方針）し、返還対象額から自立更生費を控除した318,100円に相当する額の支給済保護費について、法63条に基づき返還請求することを決定したことが認められる。

自立更生免除について、事後に相談があった場合については、真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるものに限り認めるとされていること（1・(5)）、扶助費の追加支給の限度は3か月程度とされていること（1・(6)）からすれば、処分庁の上記判断は上記1の法令等の定めにも則ったものといえる。また、本件処理方針に則って行われた返還金額の算定に当たっても違算は認められない。

(3) 以上によれば、本件各処分は、法令等の規定にも則り適正に行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

(4) なお、処分庁は、令和5年7月分の住宅扶助費を67,500円とする旨の保護変更決定処分を行っている。しかし、同月分の実際の宿泊費は69,750円であるところ、これは限度額通知に基づく特別基準の額（69,800円。上記1・(2)・ウ）の範囲内であるから、この場合の支給額は69,750円であると思われる。この点について処分庁は改めて確認の上、仮に違算があれば、正しい金額を支給すべきである。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記3のとおり、本件収入1及び2は請求人に対する退去費用である旨主張するが、当該立退料は臨時的な収入であり、自立更生のための費用を除き、返還すべきであることは上記2のとおりで

ある。

よって、請求人の主張は採用することができない。

4 その他の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田 攝子、青木 淳一、澄川 洋子

別紙 (略)